

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可
概要	再開発会社が、規準又は事業計画を変更しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第50条の9第1項
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>1 申請者が第2条の2第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社であること。(法第50条の9第2項において準用する第50条の7第1号)</p> <p>2 申請手続が法令に違反していないこと。(法第50条の9第2項において準用する第50条の7第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可申請書の添付書類が添付されていない場合、法令に違反します。(都市再開発法施行規則第16条の3第2項)</li> </ul> <p>3 規準及び事業計画の決定手続や内容が法令(事業計画の内容にあつては、法第50条の6において準用する第16条第3項に規定する市長の命令を含む。)に違反していないこと。(法第50条の9第2項において準用する第50条の7第3号)</p> <p>※次のような場合、法令に違反します。</p> <p>(1) 事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、施行地区となるべき区域の公告を市長に申請していない場合(法第50条の9第2項において準用する第50条の5)</p> <p>(2) 公共施設又は政令で定める施設に係るある事業計画の変更をしようとする場合に、あらかじめ施行地区内にある公共施設の管理者、事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得ていない場合(法第50条の9第2項において準用する第7条の12、都市再開発法施行令第2条)</p> <p>(3) 事業計画の内容が次に掲げる法令に違反している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 規則第4条(施行地区位置図及び施行地区区域図)</li> <li>イ 規則第5条(設計の概要に関する図書)</li> <li>ウ 規則第6条(資金計画書)</li> <li>エ 規則第7条(設計の概要の設定に関する基準)</li> <li>オ 規則第8条(資金計画に関する基準)</li> </ul> <p>(4) 施行地区の縮小又は費用の分担に関して規準又は事業計画を変更しようとする場合に、事業の施行のための借入金があるときに変更について債権者の同意を得ていない場合(法第50条の9第2項において準用する第7条の16第3項)</p> <p>(5) 事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く)をしようとする場合に、事業計画の縦覧及び意見書の処理を行っていない場合(法第50条の9第2項において準用する第16条)</p> <p>(6) 規準及び事業計画において施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び借地権者のそれぞれ3分の2以上の同意を得ていない、又は同意を得ていても、同意した者が権利を有するその区域内の宅地地積の合計がその区域内の宅地の総地積と借地権の目的となっている宅地の総地積との合計の3分の2以上に達していない場合(法第50条の9第2項において準用する第50条の4)</p> <p>4 事業計画の内容が市街地再開発事業に関する都市計画に適合し、事業施行期間が適切であること。(法第50条の9第2項において準用する第50条の7第4号)</p> <p>5 事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。(法第50条の9第2項において準用する第50条の7第5号)</p>
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html</a>
備考	